



**入会后十年を経過した終身  
会員の皆様へ**

先月の支部だよりでお伝えしましたように、県及び各支部の財務状況逼迫に伴い、入会后十年を経過した終身会員の皆様は、隊友紙が年間二千円の有料となりました。年会員の会費につきましては、年三千元で退会するまで支払って頂いております。終身会員の場合は、入会時に三万円の支払いで、以降会費の支払いなく終身で会員資格を保持できます。単純に考えると年会員の十年分を入会時に一括支払いをして頂いていたという事になります。隊友紙を郵送する場合百四十円×十二回＝千六百八十円(年間)を要していただきます。

県北支部ではこの費用を抑えるために、有志会員による各戸手配りを行っています。隊友紙の値上げもあり、入会后十年を経過した会員の皆様にも購読料と言う形で、ご負担を頂かなければ、現在赤字の支部財務状況も赤字拡大が必須です。今春に県会長名で隊友紙購読料を頂かなければならない理由及び振込用紙が送付されていますが、県北支部では35名の方の振込確認にとどまっています。

従って、継続購読意思及び振り込みが確認できない会員の方には、今回七月の隊友紙配布が最後となります。なお、隊友紙と共に配布してありました支部だよりについても、支部だより単独での配布も郵送料が発生するため実施できません。ただし、電子版での送信は可能です。電子版での支部だよりを希望する入会后十年を経過した終身会員の皆様は、左記内容を明記の上、下記アドレスに送信願います。確認できました会員には、以降電子版の支部だよりを送信します。

**支部だより電子版送信希望**

会員氏名:〇〇××

メールアドレス:〇〇〇@×××

メール送信先:[tu-riki@jcom.home.ne.jp](mailto:tu-riki@jcom.home.ne.jp)

希望する会員の皆様は、ご自身のメールシステムを上記メールアドレスが受信可能な設定にしておいてください。特にパソコンからのメールを制限設定されている方は、ご注意願います。

**◆個人情報取り扱いについて**

お寄せいただきましたメールアドレスは理事会で厳正に管理し、支部だより電子版の発送のみに活用します。その他、入会時にご提示いただきましたご住所、電話番号等につきましても隊友会の正当な業務にのみ使用し、第三者(理事以外の隊友会会員を含む)に知れ渡ることの無いことをお約束致します。

**【理事会一同】**

**【弔意】**

河本 伸六 様(空)  
相模原市南区御園 令和5年ご逝去  
衷心よりご冥福をお祈り申し上げます

※今号は「次号までの主な予定」及び「隊友紙配布状況」はお休みします。